

大和市告示第32号

大和市地域福祉権利擁護事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月19日

大和市長 大 木 哲

大和市地域福祉権利擁護事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市地域福祉権利擁護事業補助金交付要綱（平成20年大和市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）」を「大和市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和44年大和市条例第27号）及び大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第21号）」に改める。

第2条の見出しを「（助成対象事業）」に改め、同条中「補助」を「助成」に改める。

第3条中「、社会福祉協議会より市長に提出された規則第4条に規定する補助事業収支予算書に基づき」を削る。

第4条第1項中「規則第4条に規定する補助金交付申請書」を「社会福祉法人補助金交付申請書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 社会福祉協議会は、規則第5条第1項の規定による申請に際し、同条第2項第2号に掲げる書類として、助成事業の収支予算書を添付するものとする。

第5条中「補助金交付決定通知書」を「社会福祉法人助成決定通知書」に、「概算払い」を「概算払」に改める。

第6条第1項中「第6条」を「第5条第4項ただし書」に改め、「又は指示事項」を削り、同項各号中「補助事業」を「助成事業」に改め、同条第2項中「補助事業」を「助成事業」に改める。

第7条中「第10条」を「第11条」に、「書類及び」を「社会福祉法人事業実績報告書」に改める。

第8条第1項中「補助事業」を「助成事業」に、「当該」を「、当該」に改め、同条第2項中「補助事業」を「助成事業」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。